



益 田 市

令和 2 年 2 月 7 日
報 道 発 表 資 料

担当課名	総務部税務課
担当者名	澄川武寿
電話番号	0856-31-0171
FAX 番号	0856-23-3929
E-mail	zeimu@city.masuda.lg.jp

土地に係る固定資産税の課税誤りについて

記

1 概要

土地に係る固定資産税において、地価の下落等による価格の修正が適正に行われていない土地があり、平成28年度から平成31年度まで過大に賦課していることが判明しました。

2 経過

令和2年1月上旬、令和2年度の固定資産税の課税に向けて異動処理を行っていた際、過去3年間、下落修正が反映されていない土地を発見し、同様の誤りがないか市内のすべての土地について確認を行ったところ、同様の土地が以下のとおり存在しました。

○対象土地

対象筆総数 213筆 うち還付対象筆数 44筆

○対象納税義務者数

対象納税義務者数 74人 うち還付対象納税義務者数 27人

○更正金額

400円から91,200円まで 総額523,800円

3 原因

土地に係る固定資産の価格については、3年に一度評価替えによる見直しを行い、見直しを行った基準年の価格を3年間据置き、また地価の下落等により据置くことが適当でないと認める場合は、年度ごとに修正を行います。

この評価替えによる見直しや下落修正の価格はシステムにより管理し、毎年度に一度、賦課処理計算(自動計算)により固定資産税を算出しますが、当該の土地については、この自動計算が反映されていませんでした。

当該の土地は、分筆による地積の変更や地目の変更があった土地であり、その異動情報を基に修正処理を行います。適正な一部の操作が漏れていたため自動計算がなされていなかったものです。

その結果、修正年度の価格が据え置かれ、見直した価格や下落による修正が反映されず過大な賦課となったものです。

4 対処方法

更正金額523,800円のうち、過年度及び今年度の納付済みの375,100円を還付し、今年度の残りの納期分で148,700円を現年減額処理します。過年度分を含め過大課税の納税義務者に対し更正処理を行い、更正通知書の送付と速やかな還付を行います。

5 今後の対応

平成29年度より見直しを行った『修正処理の3重確認(トリプルチェック)』の徹底を図ります。